

周南市東善寺やすらぎの里指定管理者募集要項及び業務仕様書に関する質問回答

| No. | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|-----|------------|--|---|
| 1 | 業務内容について | 特浴②については現在使用を中止しています。この状況でいいでしょうか。ご検討ください。 | 特浴②は自力では入浴が困難な方のための浴室です。 指定管理者には設置目的をご理解の上、実情に応じた活用を求めます。 |
| 2 | 保守点検業務について | 煤煙測定について、ボイラーの取替により現行法令では不要となりましたが、現況はそのまま継続測定をしています。来年度はできれば廃止していただきたい。ご検討ください。 | 現行のボイラーは煤煙測定の法的義務はございませんが、施設運営上の環境面への配慮及び設備保守の観点から継続実施といたします。 |
| 3 | 指定管理料について | A重油、最低賃金、電気代等の高騰が予想されます。上記の内容を加味された指定管理料でしょうか。ご教示ください。 | A重油、電気等の燃料費は単価や使用量の過去の実績を基に積算しております。 賃金については、会計年度任用職員の給与を基に積算しております。 |
| 4 | 指定管理料について | A重油の高騰、最低賃金の上昇、電気代の値上げ等の上昇分は指定管理料に反映されないのでしょうか。ご教示ください。 | A重油、電気等の燃料費は単価や使用量の過去の実績を基に積算しております。 賃金については、会計年度任用職員の給与を基に積算しております。 市が積算した指定管理料上限額の中での運営をお願いいたします。 |

| | | | |
|---|-----------|--|---|
| 5 | 指定管理料について | 昨年からコロナ禍にて入場者の激減状況が継続しています。コロナ禍による入場者の激減の営業損は不可抗力と考えます。市として休業補償と同様の補償をご検討されていると考えます。ご教示ください。 | 令和4年度の指定管理料の積算に当たっては、コロナ禍の入場者実績及び指定管理者における自主事業収入を加味しております。 |
| 6 | 指定管理料について | 令和2年度の入場者数が令和元年度に比べ4割減となり、本年度予想で令和元年度に比べ3割減です。当然、入場者収入も同様に減です。指定管理料の算定に入場者数の減額分は加味されているのでしょうか。 | 令和4年度の指定管理料の積算に当たっては、コロナ禍の入場者実績及び指定管理者における自主事業収入を加味しております。 |
| 7 | 指定管理料について | A重油について、10円の値上げが年間約50万円の経費増です。上昇分について指定管理料の値上げの協議をお願いできないでしょうか。 | 燃料費は単価や使用量の過去の実績を基に積算しております。市が積算した指定管理料上限額の中での運営をお願いいたします。 |
| 8 | 指定管理料について | 最低賃金について、国の法律により決定する最低賃金です。上昇分について、指定管理料値上げの協議をお願いできないでしょうか。 | 賃金については、会計年度任用職員の給与を基に積算しております。市が積算した指定管理料上限額の中での運営をお願いいたします。 |

| | | | |
|----|------------|---|--|
| 9 | 指定管理料について | 電気代の上昇分について、指定管理料値上げの協議をお願いできないでしょうか。 | 燃料費は単価や使用量の過去の実績を基に積算しております。 市が積算した指定管理料上限額の中での運営をお願いいたします。 |
| 10 | 指定管理期間について | 指定管理期間が5年から6年に延長されました。具体的な理由があればご教示ください。 | 令和4年4月1日から令和4年9月30日までの休館中は施設管理業務のみとなり、営業利益を上げることが出来なくなっております。指定管理者が安定した営業を行うために最低5年の期間を設けた方が良いと考えているため、6年の指定管理期間としております。 |
| 11 | 指定管理期間について | コロナ禍の影響により入場者数が約10,000人/年の減少です。入場者収入で620万円の減少です。経費に固定費と比例費があり、年間450万円が赤字状況です。是非、指定管理料に反映をしていただけないでしょうか。 | コロナ禍における利用者数の減少を加味して指定管理料を積算しております。 市が積算した指定管理料上限額の中での運営をお願いいたします。 |
| 12 | 休館中の補償について | 施設の修理のための休館中の人的補償および維持管理の固定費は別途保証されていると考えていいでしょうか。 固定費として電気、上下水道の基本料、温泉水費、機械警備費、電気保安費です。 | 休館中に発生する固定費は指定管理料の積算に含まれております。 人件費については、休館時の施設管理に必要な最低人員分で積算しております。 |

| | | | |
|----|-------------------|---|--|
| 13 | 修繕期間の休館の対応について | 現在正社員1名、短時間労働者（パート）社員12名を雇用して業務しています。修繕の期間が長期の場合、解雇、新規雇用が発生する予想です。雇用問題です。修繕期間の予想期間をご教示ください。 | 施設の改修の工事期間は令和4年4月1日から令和4年9月30日までを予定しております。 |
| 14 | 休館中の補償について | 昨年度のコロナ休館で周南市から事業継続支援金にて赤字の一部を補てんしていただきました。本年度の事業継続支援金の状況をご教示ください。 | 今回の公募には無関係な質問のため、回答を差し控えます。 |
| 15 | 休館中の体験工房の貸出利用について | 貸出を休止しますがいいでしょうか。ご教示ください。 | 休館中は体験工房を含め利用できません。 |